

議案第19号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当の支給の一時差止め） 第19条の3 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略	（期末手当の支給の一時差止め） 第19条の3 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立て</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略

（三朝町町営事業等分担金徴収条例の一部改正）

第2条 三朝町町営事業等分担金徴収条例（昭和39年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（<u>賦課に対する審査請求</u>） 第6条 第3条の規定により分担金の賦課を受けた者でその賦課の算定に異議があるときは、その賦課を<u>受けたことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対し審査請求</u>をすることができる。 2 町長は、前項の規定による<u>審査請求</u>を受けたときは、<u>当該審査請求を受けた日から6月以内にこれを決定し、請求人に通知しなければならない。</u>	（<u>賦課に対する異議の申立</u>） 第6条 第3条の規定により分担金の賦課を受けた者でその賦課の算定に異議があるときは、その賦課を<u>受けた日から30日以内に町長に対し文書をもって異議の申立</u>をすることができる。 2 町長は、前項の規定による<u>異議の申立</u>を受けたときは、<u>その申立を受けたときから30日以内にこれを決定し、申立人に通知しなければならない。</u>

（三朝町税条例の一部改正）

第3条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める

改正後	改正前
（災害等による期限の延長） 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略	（災害等による期限の延長） 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略

--	--

（三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第4条 三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和47年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（<u>賦課に対する審査請求</u>） 第4条 第2条の規定により賦課金、夫役又は現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を<u>受けたことを知った日の翌日から起算して3月以内</u>に、町長に対して<u>審査請求をする</u>ことができる。 2 町長は、前項の規定による<u>審査請求</u>を受けたときは、<u>その請求を受けた日から6月以内</u>にこれを決定しなければならない。	（<u>賦課に対する異議の申立て</u>） 第4条 第2条の規定により賦課金、夫役又は現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を<u>受けた日から60日以内</u>に、町長に対して<u>異議を申し立てる</u>ことができる。 2 町長は、前項の規定による<u>異議の申立て</u>を受けたときは、<u>同項に規定する期間満了後40日以内</u>にこれを決定しなければならない。

（三朝町情報公開条例の一部改正）

第5条 三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
（<u>審査請求</u>） 第16条 この条例による実施機関の処分又は不作为について不服のある者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>に基づく<u>審</u>	（<u>不服申立て等</u>） 第16条 この条例による実施機関の処分又は不作为について不服のある者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>に基づく<u>不</u>

査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合において、次に掲げる場合を除き、速やかに三朝町情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見聴取）し、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する決定をしなければならない。

（1） 審査請求が不適法であることを理由として却下するとき。

（2） 決定で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定

（2） 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が、当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合において、次に掲げる場合を除き、速やかに三朝町情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見聴取）し、その答申等を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

（1） 不服申立てが不適法であることを理由として却下するとき。

（2） 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

（2） 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が、当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第18条 削除

--	--

（三朝町手数料条例の一部改正）

第6条 三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合にあっては、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合にあっては、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（22） 略 <u>（23） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づく審査請求人等による提出書類等の閲覧に関する写しの交付 次の表に定める額</u>	（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（22） 略

写しの方法		金額
町に備え付けの複写機(ライン型インクジェット式のものを除く。)によるもの	モノクローム	A 3 判以下の 1 枚 (片面)につき10 円
	カラー	A 3 判以下の 1 枚 (片面)につき50 円
町に備え付けの複写機(ライン型インクジェット式のものに限定する。)によるもの	モノクローム	A 3 判以下の 1 枚 (片面)につき 5 円
	カラー	A 3 判以下の 1 枚 (片面)につき10 円
外部委託によるもの		作成に要した費用の額

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

<u>(40)</u> 略	<u>(39)</u> 略
<u>(41)</u> 略	<u>(40)</u> 略
<u>(42)</u> 略	<u>(41)</u> 略
<u>(43)</u> 略	<u>(42)</u> 略
2 略	2 略

(三朝町個人情報保護条例の一部改正)

第7条 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>審査請求</u>（第29条～第31条） 第5章 略 附則 第4章 <u>審査請求</u> （審査会への諮問） 第29条 開示決定等又は第25条第1項の決定について<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求</u>があったときは、<u>当該審査請求</u>に対する決定をすべき実施機関は、<u>当該審査請求</u>が不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。 2 前項の規定により諮問をした実施機関	目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>不服申立て</u>（第29条～第31条） 第5章 略 附則 第4章 <u>不服申立て</u> （審査会への諮問） 第29条 開示決定等又は第25条第1項の決定について<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立て</u>があったときは、<u>当該不服申立て</u>に対する決定をすべき実施機関は、<u>当該不服申立て</u>が不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。 2 前項の規定により諮問をした実施機関

は、次の掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人</u>及び参加人 (2) 開示請求者（その者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した者（その者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） （<u>第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続</u>） 第30条 第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する決定 (2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意志を表示している場合に限る。） （<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外等</u>） <u>第31条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u>	は、次の掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人</u>及び参加人 (2) 開示請求者（その者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した者（その者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。） （<u>第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続</u>） 第30条 第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する決定 (2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意志を表示している場合に限る。） <u>第31条 削除</u>
---	---

（三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第8条 三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成18年三朝町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表

示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
（設置） 第2条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、三朝町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u>	（設置） 第2条 <u>次に掲げる条例の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、三朝町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u> <u>（1） 三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第15号）第16条第2項</u> <u>（2） 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）第29条</u> <u>2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。</u>
<u>（所掌事務）</u> 第3条 <u>審査会は、実施機関（三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項又は三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。</u>	

(1) 情報公開条例第16条の規定による審査請求に関する事項

(2) 個人情報保護条例第7条第2項第7号及び同条第3項第2号の規定による個人情報の収集に関する事項

(3) 個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定による個人情報の目的外利用等に関する事項

(4) 個人情報保護条例第29条第1項の規定による審査請求に関する事項

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 略

(委員)

第5条 略

(会長)

第6条 略

(会議)

第7条 略

(庶務)

第8条 略

(審査会の調査権限)

第9条 略

2及び3 略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下

(組織)

第3条 略

(委員)

第4条 略

(会長)

第5条 略

(会議)

第6条 略

(庶務)

第7条 略

(審査会の調査権限)

第8条 略

2及び3 略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以

「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から審査請求があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 略

(調査審査手続の非公開)

第13条 略

(答申書の送付等)

下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 略

(調査審査手続の非公開)

第12条 略

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(補則)

第15条 略

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(補足)

第14条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。